

公立大学法人横浜市立大学役員の年俸等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学の理事長、副理事長（学長である副理事長を含む。以下同じ。）、非常勤の理事及び監事（以下「役員」という。）の年俸及び手当の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(給料及び手当)

第2条 理事長及び副理事長に対しては、年俸、通勤手当を支給する。ただし、退職手当はその者の職歴、勤務実績等に応じ、支給しないことができる。

2 非常勤の理事及び監事には年俸及び通勤手当を支給する。

(年俸の額)

第3条 役員の年俸の額は次のとおりとする。

理事長	18,000,000 円
副理事長(学長である者)	17,500,000 円
副理事長(学長でない者)	14,500,000 円
非常勤の理事	1,200,000 円
監事	1,200,000 円

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、役員の年俸の額を、その者の職歴、勤務実績等に応じ、100分の20の範囲で増額又は減額することができる。

3 理事長は、理事長又は副理事長の執務時間を定めた場合において、その時間が常勤の職員の勤務時間に満たない場合の年俸の額を、常勤の職員の勤務時間に対する執務時間の割合によって求めた額をもとに減額することができる。

4 その他、理事長は、本条第1項に掲げる役員以外の役員について、その者の職歴や勤務実績、役職等に応じて年俸額を決定することができる。

(年俸の支給方法)

第4条 理事長及び副理事長に対する年俸の支給方法は、法人職員のうち、年俸制の適用者の例による。

2 非常勤の理事及び監事に対しては、年俸の12分の1に相当する額を毎月支給することとし、その支給方法は、法人職員の例による。

(通勤手当及び退職手当の支給方法)

第5条 理事長、副理事長、非常勤の理事及び監事に対して支給する通勤手当の額及び支給方法は法人職員の例による。

2 理事長及び副理事長に支給する退職手当の額及び支給方法は、法人職員のうち、年俸制の適用者の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。